

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

健康福祉部 保険年金課

1 被保険者証廃止に係る改正について

(1) 改正理由

令和5年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）（以下「改正法」）」による国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例においても所要の改正が必要となったため。

(2) 改正内容

① 罰則の改正

改正法により、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られるため、本条例第47条第1項から「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

② ①に関する経過措置の追加

本条例附則に、施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨を規定する。

また、改正法附則によりなお従前の例によることとされる被保険者証に係る施行日後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする旨を規定する。

参考 鈴鹿市国民健康保険条例 第47条

(罰則)

第47条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

※下線部分が今回の削除となる箇所

(3) 施行期日（予定）

令和6年12月2日

2 本条例改正に伴う関係規程の改正

(1) 鈴鹿市国民健康保険条例施行規則

① 改正内容

被保険者証の廃止に伴い関連する部分の改正を行う。

② 該当条項

- ・ 第 8 条（被保険者証の更新）
- ・ 第 12 条第 2 項（一部負担金の徴収猶予及び免除の決定の通知等）
- ・ 第 14 条第 1 項（出産育児一時金）